

令和5年8月23日

港区内指定障害福祉サービス事業所
管理者 様

港区保健福祉支援部
障害者福祉課長 宮本 裕介

虐待防止のための体制整備等について（通知）

日頃より港区の障害福祉施策にご理解、ご協力いただき誠にありがとうございます。

令和3年4月1日の「東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第155号）」の改正により、令和4年4月1日から虐待防止に関する体制整備等は義務化となりました。

虐待防止のための体制整備及び身体的拘束等の適正化について、区では、下記のとおり体制整備を求めています。各事業所におかれましては、障害者虐待や権利の侵害の防止のため、必ずご対応いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1 虐待防止のための体制整備について

（1）虐待防止委員会の設置及び開催 【義務化】

年1回以上開催し、委員会結果は記録に残してください。また、委員会結果は全従業員に周知してください。

（2）定期的な研修の実施 【義務化】

全従業員に対して年1回以上実施し、研修の実施記録を作成してください。また、新規採用者には、必ず研修を実施してください。

（3）虐待防止のための担当者の配置 【義務化】

虐待防止責任者を配置してください。また、虐待防止責任者の氏名は重要事項説明書に明記してください。

（4）指針の作成

事業所における虐待防止の考え方、虐待発生時の対応及び報告方法、委員会、研修に関する方針等について定めてください。虐待発生時の対応について、発見者（疑いのある場合を含む）による速やかな区への直接通報義務を明記し、従業員に周知してください。

(5) 虐待防止チェックリストの実施

厚生労働省発出の「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」内の障害者虐待防止チェックリストを実施してください。管理者は「A：体制整備チェックリスト」、サービス提供に関わる全従業者（管理者含む）は「B：職員セルフチェックリスト」を、年に複数回実施してください。同内容の他の様式でも差し支えありません。

(6) 運営規程への規定

虐待防止のために講じている措置について記載してください。記載内容は、令和5年8月23日港区通知「運営規程の規定事項について」を参考にしてください。

2 身体的拘束等の適正化のための体制整備について

(1) 身体的拘束等に係る記録様式の整備及びその記録 【義務化】

やむを得ず身体的拘束等を行った場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要事項を記録してください。

(2) 身体的拘束等の適正化のための委員会の開催 【義務化】

年1回以上開催し、委員会結果は記録に残してください。また、委員会結果は全従業者に周知してください。

(3) 指針の整備 【義務化】

事業所における身体的拘束等の適正化の考え方、身体的拘束等発生時の対応及び報告方法、委員会、研修に関する方針等について定めた指針を整備してください。

(4) 定期的な研修の実施 【義務化】

全従業者に対して年1回以上実施し、研修の実施記録を作成してください。また、新規採用者には、必ず研修を実施してください。

(5) 身体拘束廃止未実施減算について

事業所において身体的拘束等を行った場合ではなく、上記2(1)から(4)のいずれかを実施していない場合に減算となります。減算事由のいずれかに該当する事実が生じた場合、事実が生じた月から速やかに改善計画に基づく改善状況を東京都に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について、1日につき5単位を所定単位数から減算します。

【問合せ】

港区保健福祉支援部障害者福祉課

障害者事業所支援係 小山、杉山

電話 03-3578-2671・2667

メール minato43@city.minato.tokyo.jp